

報告事項コ

県警本部少年課・各警察署と青少年・家庭課・各児童相談所との連絡会における
県教育委員会からの説明等について

県警本部少年課・各警察署と青少年・家庭課・各児童相談所との連絡会における県教育
委員会からの説明等について、別紙のとおり報告します。

平成31年3月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

県警本部少年課・各警察署と青少年・家庭課・各児童相談所との連絡会における
県教育委員会からの説明等について

平成31年3月15日
いじめ・不登校総合対策センター

県警本部少年課・各警察署と青少年・家庭課・各児童相談所との連絡会における県教育委員会からの説明等について、以下のとおり報告します。

1 日時 平成31年2月21日（木） 午前11:00から午前11:25
(標記連絡会開始前の時間)

2 場所 倉吉児童相談所

3 県教育委員会からの説明

(1) 文部科学省からの通知等に係ること（市町村教育委員会への通知）について

(例) ◆平成31年2月14日（文科省依頼）

「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について」

(2) 市町村教育委員会への指導・助言等に係ることについて

■「教育相談体制充実のための手引き」の通知（平成30年7月）

4 連絡会のメンバーからの意見等

①虐待に係って、教育委員会（学校）に求められること

②虐待対応マニュアルに盛り込むべきこと

(児童相談所から)

ア 学校が虐待の疑いを感じた場合の通告は、午前中にしてほしい。

*学校と児相の間で連携・相談を行い、その上で、下校させるまでに具体的な動きをつくるため

イ 保護者との関係を壊したくないという学校の考えから、通告を躊躇されたり、学校からの通告であることがわからないように児相に動いてほしい旨の申し出があったりするが、学校には、腹をくくってもらいたい。

ウ ネグレクトは長期的な把握が必要なので、まずは、市町村の要対協への登録を早めに行ってほしい。

エ 「アのようなケースは児相への通告」「ウのようなケースは要保護児童対策地域協議会（要対協）への登録」というように、「児相への通告」と「要対協への登録」を上手に使い分けてほしい。

オ 事が起きて何日かたってからの通告ではなく、早ければ早いほど良い。

カ 学校は、子どもの気持ちや保護者との関係を考えがちだが、まずは通告することが大事。

(青少年・家庭課)

キ 学校が被害児童生徒に聞き取りを行う際は、詳しく聞かない。「誰が、何をした」程度にとどめる)

*子どもが、教員から尋ねられることにより、事実と異なる応答をすることがある。

*子どもが自分から話すことについては、遮らず聞く。

ク 保護者と子どもの関係性を考えて通告を躊躇するようなことは良くない。

ケ 学校において、記録を丁寧に残す。

*日時、状況、傷、児童生徒が語った言葉 等

*写真を撮る・・・傷の部位と全身の両方 ※日付入りで

③野田市の事案のような本人の同意書を添えた開示請求があった場合の対応について

(児童相談所)

ア 本人名での保護者による開示請求は、児相においても行われており、関係条例に従って対応する。

*ただし、本人に危害が及ぶ危険性がある場合は、部分開示等の対応も行う。

(青少年・家庭課)

イ 虐待ケースの開示請求に対しては、弁護士等への相談も視野に入れる。

ウ 野田市の事案のような状況での保護者からの請求は、不当要求としての対応を考える必要もある。

エ 児童生徒本人を守るという視点で、教育委員会内で不当要求等への対応について想定し、相談できる機関等をあらかじめ整理しておくとうい。

オ ウ・エのようなことについての理解を図る研修等も必要。